

衛 産 第 41 号
平成8年6月4日

各都道府県・政令市
産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

厚生省生活衛生局水道環境部
産業廃棄物対策室長

生コンクリート汚泥を脱水・固化等の処理を行ったものの
廃棄物処理法上の取扱いについて

コンクリートミキサーの洗浄等に伴って生ずる汚泥を脱水・固化等の処理を行ったものについての廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）上の取り扱いは、下記のとおりとしたので、関係者に対する周知及び指導の徹底を図られたい。

記

- 1 コンクリートミキサー（コンクリートミキサー車のミキサーを含む。）の洗浄に伴って生ずる汚泥及び不要となった生コンクリート（いわゆる「戻りコン」）からの骨材回収に伴って生ずる汚泥（以下「生コンクリート汚泥」という。）を脱水・固化し、一定の養生を行ったもので、固化したモルタルと同等の性状を有するものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第2条第7号の「ガラスくず及び陶磁器くず」に該当する。
- 2 生コンクリート汚泥を脱水・固化し、養生を行う施設で、1日あたりの処理能力が10立方メートルを超えるものは、廃棄物処理法施行令第7条第1号に規定する施設に該当するものであること。
なお、生コンクリート汚泥の脱水・固化及び養生については、廃棄物の飛散・流出の防止、汚水の地下浸透の防止など、生活環境保全上の措置が必要であることを念のため申し添える。

事務連絡
平成8年8月21日

各都道府県・政令市
産業廃棄物行政担当課 殿

厚生省生活衛生局水道環境部
産業廃棄物対策室

生コンクリート汚泥を脱水・固化等の処理を行ったものの
廃棄物処理法上の取扱いに係る取扱細目について

標記については平成8年6月4日付衛産第41号により通知したところであるが、その取扱細目は以下のとおりであるので、関係者への周知、指導方よろしく願います。

- 1 処理した生コンクリート汚泥が「ガラス・陶磁器くず」に該当すると判断されるためには、脱水・固化及び適正な養生が行われ、かつ2に示す性状を有していることが必要であること。
ここで、脱水・固化とは機械的脱水及び圧密が行われていることをいう。
- 2 通知中の「固化したモルタルと同等の性状」とは、強度及び成分に関して固化したモルタルやコンクリート製品と同等であることをいい、具体的には次により判断する。
 - (1) 強度
建築用ブロックの基準（日本工業規格A5406）から判断して、一軸圧縮強度が80kgf/cm²程度が必要であること。
 - (2) 成分
セメント、水、骨材及びコンクリート用混和剤のみにより構成され、これ以外の物が混入していないこと。
- 3 生コンクリート汚泥を処理したものが、1及び2の要件を満たさない場合は、汚泥として取扱い、管理型廃棄物としてpH等に係る生活環境保全上の支障が生じないよう適正に処理されなければならないこと。